需給契約条件【低圧】

(中国電力管内)

2017年4月1日実施

取次事業者:グリーンコープ生活協同組合とっとり

小売電気事業者:一般社団法人グリーン・市民電力

一、料金プラン

基本的な料金プランは、次のとおりといたします。

料金プラン	グリーンコープでんき ファミリー プラン
	(中国電力の従量電灯Aに相当)
	グリーンコープでんき オフィス プラン
	(中国電力の従量電灯 B に相当)

ニ、グリーンコープでんき ファミリープラン

1 適 用 範 囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用する組合員で、次のいずれにも該当し、かつ、グリーンコープ生活協同組合とっとり(以下、「当生協」という)との協議が整った場合に適用いたします。

- (1)使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- (3) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、組合員の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) および(3) に該当し、かつ、(2) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、組合員の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは 交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波 数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、 技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 最大需要容量

(1)最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は,負荷 の実情に応じて組合員と中国電力との協議によって行ないます。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙1. (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別紙2. (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別紙2. (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2. (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別紙2. (燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1)料金

料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。(税込価格)

最低料金	1 契約につき最初の 1 5 k W h まで	277.23円
	16kWhから120kWhまでの1	20.40円
	k W h 当り単価	20.40円
電力量料金	121kWhから300kWhまでの	26 06 11
	1 k W h 当 り 単 価	26.96円
	3 0 1 k W h 以上の 1 k W h 当り単価	29.04円

5 判別装置等の取付け

(1) 中国電力は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

6 その他

- (1)この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2)この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

三、グリーンコープでんき オフィスプラン

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯又は小型機器を使用する組合員で、次のいずれにも該当し、かつ、当生協との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と 契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットと みなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、組合員の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、中国電力は、組合員の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または中国電力の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契約容量

(1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別紙3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗

じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙4(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(2)組合員が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別紙5(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、中国電力は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて 確認いたします。

5 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別紙1. (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別紙2. (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別紙2. (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2. (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別紙2. (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気 を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	3 9 9 円 6 0 銭
-------------------	---------------

(2)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 k W h から120 k W h までの1	17円31銭
k W h 当り単価	1 7 1 1 1 1 1 1
121kWhから300kWhまで	22円74銭
の 1 k W h 当 り 単価	22月74贱
3 0 1 k W h 以上の 1 k W h 当り単	25円58銭
価	2 3 円 3 8 銭

6 その他

- (1)この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2)この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

需給契約条件 別紙1

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
- (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能 エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた 年の4月の検針日から翌年の4月の検針日までの期間に使用される電気に 適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、ファミリープランの組合員については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位 は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

需給契約条件 別紙 2

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円 の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.1543$

 $\beta = 0.1322$

 $\gamma = 0.9761$

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第一位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000 円を下回る場合

燃料費 調整単価 = $(26,000 円 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000 円を上回り、かつ

39,000 円以下の場合

燃料費 = (平均燃料価格 -26,000 円) \times $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000 円を上回る場合 平均燃料価格は、39,000 円といたします。

燃料費 =
$$(39,000-26,000$$
 円) \times $\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

ハ燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整 単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用するものとし、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	
毎年1 月1 日から3 月31 日までの期	その年の5月の検針日から6月の検	
間	針日の前日までの期間	
毎年2 月1 日から4 月30 日までの期	その年の6月の検針日から7月の検	
間	針日の前日までの期間	
毎年3 月1 日から5 月31 日までの期	その年の7月の検針日から8月の検	
間	針日の前日までの期間	
毎年4 月1 日から6 月30 日までの期	その年の8月の検針日から9月の検	
間 針日の前日までの期間		
毎年5 月1 日から7 月31 日までの期	その年の9 月の検針日から10 月の検	
間 針日の前日までの期間		
毎年6 月1 日から8 月31 日までの期	その年の10 月の検針日から11 月の	
間	検針日の前日までの期間	
毎年7月1日から9月30日までの期	その年の11 月の検針日から12 月の	
間	検針日の前日までの期間	
毎年8 月1 日から10 月31 日までの	その年の12月の検針日から翌年の1	

期間	月の検針日の前日までの期間
毎年9 月1 日から11 月30 日までの	翌年の1月の検針日から翌年の2月
期間	の検針日の前日までの期間
毎年10 月1 日から12 月31 日までの	翌年の2月の検針日から翌年の3月
期間	の検針日の前日までの期間
毎年11 月1 日から翌年の1 月31 日	翌年の3月の検針日から翌年の4月
までの期間	の検針日の前日までの期間
毎年12 月1 日から翌年の2 月28 日	翌年の4月の検針日から翌年の5月
までの期間(翌年が閏年となる場合	の検針日の前日までの期間
は、翌年の2月29日までの期間)	

二燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。ただし、ファミリープランの組 合員については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃 料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ ファミリープラン

基準単価は,次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の15キロワッ ト時まで	3円61銭3厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時に つき	24銭1厘

ロ オフィスプラン

基準単価は,次のとおりといたします。

1キロワット時につき 24銭1厘

需給契約. 別紙3

負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ, ロ, ハおよびニによります。 イ けい光灯

	換 算	容量
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)	
同刀平型	×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)	×125パーセント
四八年至	×200パーセント	

ロ ネオン管灯

	換 算 容 量		
2次電圧(ボルト)	入力 (ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	X3 (991)
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管 の 長 さ	換 算 容 量	
(ミリメートル)	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 //	70	70
1,759 "	80	80
2,368 ″	100	100

二 水銀灯

出 カ (ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		7 th (Pl 1)
	高力率型	低力率型	入力(ワット)
40以下	60	130	50
60 ″	80	170	70
80 ″	100	190	90
100 ″	150	200	130
125 ″	160	290	145
200 ″	250	400	230
250 ″	300	500	270
300 ″	350	550	325
400 ″	500	750	435
700 ″	800	1,200	735
1,000 ″	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

	換 算 容 量			
出力	入力(ボルトアンペア)			
(ワット)	高力率型	低力率型	入力(ワット)	
35以下	_	160		
45 "	_	180		
65 "	_	230	出力(ワット)	
100 ″	250	350	×133.0	
200 ″	400	550	パーセント	
400 ″	600	850	Na ve of	
550 //	900	1,200		
750 "	1,000	1,400		

口 3相誘導電動機

換	算 容 量(入力	(キロワット))
出力	(馬力)	× 93.3パーセント
出力	(キロワット)	×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 携帯型および移動 型を含みます。	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルアンペア)
治療用装置			定格1次最大入 力(キロボルト アンペア)の値 といたします。
		20ミリアンペア以下 20ミリアンペア以下 20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1 1.5
		30 % 50 %	2
	052-224-112-ANT	50 % 100 %	3
診察用装置 -	95キロボルトビーク以下	100 % 200 %	4
		200 / 300 /	5
		300 % 500 %	7.5
		500 % 1,000 %	10
		200ミリアンペア以下	5
	95キロボルトピーク超過	200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
	100キロボルトピーク以下	300 / 500 /	8
		500 / 1,000 /	13.5
	100キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	9.5
	125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過	500ミリアンペア以下	11
	150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		15 % 3 %	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合 入力 (キロワット) = 最大定格 1 次入力 (k V A) ×70 パーセント ロ イ以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(kVA)×70パーセント

- (5) その他
 - イ (1), (2), (3) および (4) によることが不適当と認められる 電気機器の換算容量 (入力) は、実測した値を基準としてお客さまと 当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、 定格消費電力を換算容量 (入力) とすることがあります。
 - ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって 欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として 契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
 - ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備 の容量の算定の対象といたしません。

需給契約条件 別紙4

契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
 - イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅,アパート,寮,病院,学校および寺院
 - 1 差込口につき 50 ボルトアンペア
- (ロ)(イ)以外の場合
 - 1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2)契約負荷設備の容量を確認できない場合は,(1)口に準じて算定いたします。

需給契約条件 別紙 5

契約容量および契約電力の算定方法

「グリーンコープでんき オフィスプラン」の場合の契約容量または契約電力は,次により算定いたします。ただし,契約電力を算定する場合は,力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト もしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)× $\frac{1}{1,000}$

なお,交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は, 200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)×電圧 (ボルト)×1.732× 1.000